

参. 2 防災公園等の整備に関する支援措置

- 地方公共団体が行う防災公園等（表. 参-3）の整備は、都市公園事業（「防災・安全交付金」及び「社会資本整備総合交付金」の基幹事業）による支援の対象となる。
- 詳細については、以下の国土交通省ホームページ「社会資本整備総合交付金等について」を参照。
URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

表. 参-3 防災公園等の整備に関する支援措置（都市公園事業）の対象要件^{※1}

| 支援措置 | 機能区分 | 種別 | 規模 | 対象都市 ^{※2} | 対象地域等 ^{※3} |
|------------------------|-----------|------------------|--------------|--|--|
| 防災・安全交付金 ^{※4} | 広域防災拠点 | 広域公園 等 | おおむね50ha以上 | — | — |
| | 地域防災拠点 | 都市基幹公園 等 | おおむね10ha以上 | ①～⑧に該当する都市 | i 又は ii に該当し、歩行距離2km圏内の避難地が2㎡/人未満の地域 |
| | 広域避難地 | 広域公園 都市基幹公園 等 | 10ha以上 | ①～⑦に該当する都市 | ii、iii 又は iv に該当し、歩行距離500m圏内の避難地が2㎡/人未満の地域 |
| | 一次避難地 | 地区公園 近隣公園 等 | 2ha以上 | — | — |
| | 避難路 | 緑道 | 幅員10m以上 | — | — |
| | 帰宅支援場所 | 街区公園 等 | 500㎡以上を5箇所以上 | ①又は④に該当する都市 | 地域防災計画等で帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から500m以内の地域 |
| 社会資本整備総合交付金 | 緩衝緑地 | 緩衝緑地 等 | 2ha以上 | 都市計画区域内住民一人あたりの公園緑地面積が10㎡未満で、かつDID区域内において、住民一人あたりの公園緑地面積が5㎡未満である都市 | — |
| | 身近な防災活動拠点 | 近隣公園 街区公園 等 | | | |

※1 このほかに、総事業費に関する要件（総事業費が5億円以上（市町村事業の場合は2.5億円以上））がある。

※2 対象都市の要件は以下のとおり。

- ① 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- ② 大規模地震災害対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- ③ 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- ④ 指定市又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市
- ⑤ 県庁所在都市、人口10万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市
- ⑥ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- ⑦ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる地域
- ⑧ DID区域を有する都市

※3 対象地域の具体的要件は以下のとおり。

- i. 人口密度40人/haの地域
- ii. DID地域
- iii. 津波被害が想定される地域
- iv. 1万人以上の帰宅困難者発生が想定される地域

※4 防災・安全交付金の対象となる「防災公園」は、地域防災計画等に、当該公園の防災に資する機能が位置づけられていること。

